

答申第 59 号

答 申

「110 番通報音声記録」非開示決定案件

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」とする。）の結論

令和 2 年 3 月 9 日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 2 年 2 月 26 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和 2 年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分より発生した本請求者である〇〇とその際の 110 番対応した職員とのすべて会話内容（編集なしの録音）」について個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は令和 2 年 3 月 9 日、本件請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 19 条第 2 項第 7 号において非開示と規定する事務又は事業に関する情報が開示されることになり、今後の 110 番通報受理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第 22 条に規定する存否応答拒否による非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 6 月 9 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し「決定（通指第 43 号）を破棄し、全部開示を求める。」として、審査請求を行った。

第 3 請求人の主張

請求人が審査請求書において主張する審査請求の趣旨は、次のとおりである（以下原文ママ）。

令和2年〇〇月〇〇日、請求人は、〇〇署ではなく、愛媛県警察（以下、県警という）に、110番した。その後の同2月26日、上記の際に対応した職員との、全ての会話内容（編集無しの録音）の開示を、県警に請求した。が上記請求は、同3月9日、同本部長により、非開示とされた。上記理由として、同本部長は、上記請求が、愛媛県個人情報保護条例（以下、条例という）19条2項7号、及び22条に該当する旨を挙げてきた。

つまり同本部長にあつては、上記請求に係る個人情報が存在しているのか否かを答えるだけで、県警の事務または事業等における支障、即ち、今後の110番通報受理業務の適正なる遂行に支障が出るため、既述請求に対し、非開示対応したと言っているのだ。

上記同本部長の非開示理由は、木で鼻を括った典型的なる役人答弁であり、既述にあつては、国民がもつ当然の如くの権利である「知る権利」に対する、憲法違反に該当する。

既述にあつての同本部長は、非開示決定した理由を条例に求めた。その条例にあつては、その目的を1条とし以下の如く定めている。「個人の人格尊重の理念に則り、中略、個人の権利利益を保護することを目的とする」とある。つまり同本部長にあつては、県警の権利利益を追求している一方で、県民個人の人格や権利利益は蔑ろにしているのである。

請求人が本件請求した理由の源は、同110番をした後、駆け付けた4人の警官のなかリーダー格の巡査部長によって、請求人個人の人格や権利利益が蔑ろにされたからである。

請求人は、〇〇にて同巡査部長から侮辱を受けた。その際、同巡査長は、大勢の客が見守るなか、請求人に対しその人権の粉碎等非礼の限りを尽くしたのである。

上記侮辱の詳細は長くなるため本書では割愛する。が既述にあつての肝要といえ、昨年、県警が犯した女子大生誤認逮捕とある意味、全く同じとってよい構図なのである。

つまり県警にあつては、当初から予断と偏見をもって瑕疵のない請求人の人格や権利利益を、大量の衆人環視の下、収奪したのである。そして、その事実を認めないのである。

請求人と同女子大生の違いを敢えて記すならば、同女子大生の名誉と潔白は回復したが、請求人の名誉と潔白は、何ら回復していないのである。未だ、屈辱者のままなのである。

県警は、未だ同誤認逮捕の重罪から何ら学んでおらず思考停止に終始しているのである。

請求人と同女子大生との屈辱の度合いは比較にならないとはいえ、いまここで請求人が、本件を通し、声を大にし、そして請求記録を残さなければ、また被害者が出るのである。いや認知されていないだけで愛媛県下、

毎日の如くに被害者が出ているのかもしれない。

上記心配の源泉こそが、同本部長が下した、現実逃避や思考停止の末の既述決定である。

日本に限らず警察の横暴は世界共通である。現在、アメリカで空前の暴動が起きている。上記源泉もまた、世界中の警察にはびこっている、予断と偏見、且つ隠蔽の賜物である。

県警にあっては、県民の人権、権利、安全等を守るために、存在していると言っている。が現実において、当事者が請求している当事者の個人情報すら出せないと言っている。同情報が存在しているのか否かを答えるだけで 110 番業務に支障が出ると言っている。

上記実態が意味している処は単純である。既述にあっての県警は、犯罪をしたのである。と請求人は、あえて断言するのである。上記断言以外に既述決定の答えがないのである。

本件にあっての愛媛県公安委員会が、唯のお飾りでないのなら、英断を示すべきである。同誤認逮捕への猛省があるのなら、これまでの悪習とは決別すべき契機なのである。以上

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する本件処分とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件個人情報について

実施機関では本件請求に係る個人情報について、令和 2 年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分より発生した請求人と 110 番対応した職員とのすべての会話内容で、かつ、編集なしの録音データ（以下「本件個人情報」という。）であると捉えた。

2 本件個人情報を開示しない理由

(1) 愛媛県警察においては、請求人に係る 110 番通報のみならず、日々の業務の中で取り扱う 110 番通報に関して、録音の有無について公にしていなところであるが、仮に 110 番通報を録音しているとして考えた場合、通報内容を録音していることを公表したり、録音内容を開示したりすることとなれば、通報者が加害者に該当する者である場合、録音された自身の声や通報内容をもとに検挙されることをおそれ、また、通報者が被害者に該当する者であれば、録音されることの不安や煩わしさから、被害の申告を躊躇い、さらには、通報者が事件・事故の目撃者等善意の第三者であれば、自身の個人情報や届出内容が肉声という形で、一定の

期間保存されることなどに不安や煩わしさを感じ、通報を躊躇する可能性がある。これにより、本来であれば110番通報を受けて、適切な初期活動が可能な事件・事故であるにもかかわらず、録音されることに抵抗を感じた通報者が詳細な現場状況を語らなかつたり、氏名・連絡先等の教示を拒否し、再聴取ができなくなったりすることにより、迅速・的確な初期活動を行うことができず、被害を未然に防止することができなかつたり、あるいは被害の拡大を招いたりするおそれがあるだけでなく、場合によっては、事件・事故の認知そのものできないといったことが起こりうるおそれがある。

ほかに、愛媛県警察において110番通報の内容を録音していることを知った者が、緊急性もなく、本来警察の対応を必要としない純然たる民事上のトラブル等であるにもかかわらず、自らの110番通報の事実や通報内容を警察に音声データとして記録・保存させ、条例に規定する個人情報開示請求を利用して当該110番通報の音声データを入手した上で、事後の民事訴訟等において自身に有利な資料として利用するなど、110番通報を悪用することも考えられ、事件・事故等を直ちに認知するための110番受理業務の適正な運用に支障が生じるおそれがある。

一方、仮に110番通報を録音していないとして考えた場合、通報内容を録音していないことを実施機関として公表すれば、110番通報者が事件や事故の関係者であるような場合、録音されていないのであれば証拠が残らないと考え、事実と異なる自らに有利な内容を申立てたり、後日供述を変遷させたりすることも考えられる。

さらに、愛媛県警察では、年間約3,000件に及ぶ虚偽やいたずらの通報を受理しており、少なからず正規の110番通報受理に支障が生じているところであるが、音声データとして証拠が残らないことを利用して、これらの迷惑行為に及ぶ者が増加することも考えられ、適切な110番受理業務の遂行に、これまで以上に支障が生じるおそれがある。

以上の点から、本件個人情報は、条例第19条第2項第7号において非開示情報と規定する事務又は事業に関する情報に該当する。

- (2) 前記2の(1)のとおり、愛媛県警察では、110番通報に関する録音及び保存事実の有無について公にしておらず、仮に愛媛県警察が110番通報の内容を録音・保存しており、実施機関が本件個人情報の存在を公にした上で、条例第19条第2項各号の非開示情報を適用し、全部非開示決定処分又は部分開示決定処分とした場合、現に110番通報を録音・保存しているという非開示情報が公になり、本来保護されるべきである「110番通報によるありのままの事実の受理」という利益を侵害され、ひいては前記2の(1)で述べたとおり、110番受理業務の適正な遂行に支障が生じることとなる。

一方、仮に愛媛県警察が110番通報の内容を録音・保存しておらず、本件個人情報が存在しない場合に、請求に係る個人情報の不存在を理由に非開示決定処分を行えば、110番通報を録音していないという非開示情報を実施機関が公にすることとなり、ひいては前記2の(1)で述べたとおり、110番受理業務の適正な遂行に支障が生じることとなる。

よって条例第19条第2項第7号に規定する事務又は事業に関する情報である本件個人情報は、条例第22条に規定する存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる個人情報に該当する。

第5 請求人の反論

請求人が反論書において主張する実施機関の弁明に対する反論の趣旨は、次のとおりである（以下原文ママ）。

本件弁明書は、後ろめたい案件を任された法律家が日常に書く典型なる詭弁書である。その筆者は県警の顧問弁護士なのであろうが、同書は一体誰に向けて書いているのか？

一般県民なのか？請求人なのか？それともそれら以外なのか？誰に向けて書いてもよいが肝心要は、その文章が合理的であり、その内容が容易に理解できるのか否かにある。

同弁明書の筆者は、100人の人物に対し、一体何人が同書を理解できると想うのか。同弁明書の筆者は、100人の人物に対し、一体何人が同書に賛同できると想うのか。

同筆者にあっては法律家となって以来、上記問いかけに対し一度でも真剣に向き合った事はあるのか。法律家として書いてきた文章にあって、一体何度の葛藤があったのか。

上記のなか同筆者を擁護するならば、仮に本件議題が正当であったとした際同筆者の弁明は、同書の如くではなく、合理的かつ理解しやすい文章になっていたと思われる。

愛媛県個人情報保護条例の制定目的は、「個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（本件では愛媛県警）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護すること」にある。

本件に係る同条例の目的は、以下の如くに換言できる。「県民の人権を守るため県警は、自らが保有している県民の個人情報の開示請求があった際、当事者の同権利を明確にする事で、県警の適正かつ円滑な運営ができ県民の権利利益を保護する事ができる」と。

上記換言は、県民目線で書いたものであり、県民の権利や利益を尊重するものである。同弁明書は、県警目線で書いたものであり、県警の権利や利益を尊重するものである。

上記の如く、その解釈にあつては、県民目線なのか県警目線なのかで異なるのである。本件議題にあつての肝心は、県民目線を尊重するのか県警目線を尊重するのかである。

ここで明言するまでもなく、同条例の制定目的の一番は、県民の個人情報保護にある。そして上記保護に従属する形で、県警が営む業務の支障等を含む保護があるのである。

上記解釈の逆を力説しているのが、同弁明書の正体であり、請求人のいう詭弁である。

つまり同弁明書では、終始、県民の権利利益を守るためと仕方なく非公開にしたのだと力説しているものの、その実は、県警の権利利益を守るための非公開決定なのである。

自らがもつ絶大な権利を濫用し、自らの権利利益を守るための非公開決定なのである。

県警にあつては、110番通報の録音を違法入手した者が、自らの民事裁判に悪用する恐れを抱いているようだが本当か。そのような事件が起こり得るのか。万が一発生しても、それはそれで上記違法行為が完遂できるのか。それ程に日本の司法は脆弱なのか。

県警にあつては、年間約3000件の虚偽やいたずらの害に遭っているというのなら、その防止対策の一番として請求人は、上記110番録音の一部の一般公開を提案する。上記公開によって虚偽やいたずらは無くならないだろうが、相当の削減となるはずだ。

県警にあつては、自ら下した非公開の理由付を必死になってやればやるほどに、泥沼にはまっているのが分からないのか。攻撃の専門家が守備に回った現実が同弁論にある。

実際、請求人が同弁明書の如くの詭弁を書いたなら、その際の県警は、何を想うのか。上記やり口こそが、知能犯特有の思考回路であることは、県警のよく知る事実である。

その目線を変えたり立場を変える事で、その見えてくるものや思考は変わるのである。が県警が、その目線や立場を変える事など、相当の痛い目に遭わぬ限りは有り得ない。

昨年女子大生誤認逮捕が上記決定的なる機会であったが、その立場上、逃げ切れた。上記結果が、同弁明書のなか詭弁の羅列である。その基である非公開決定なのである。

県警の通常は、対象者が無罪であろうが有罪であろうが、とことん追求する事にある。上記の際の県警は、強すぎるが、その一方で、追求される

側に回った際は、弱すぎる。

いまや録音、録画されているのが当たり前の時代である。にも拘らず 110 番録音の有無に敏感すぎる県警は、疾しい事を隠したいが故の敏感だと疑われて然るべきである。

疾しい処がないのなら、アメリカ等の番組の如く、それが必要とあらば、当事者了解のもと、正々堂々と 110 番会話を公開すべきである。そのための 110 番なのである。

請求人は、本件を提起するとともに、本件の基となった、〇〇署の〇〇を告訴している。上記告訴は、本件を同女子大生事件の様にしたくないためである。請求人の覚悟を示すためである。同信用を強固にするためである。一つでも記録に残こしたいためである。

正々堂々としたいからである。同弁明の如くの不誠実にはなりたくないからである。以上

第 6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報、「110 番通報音声記録」である。

本件処分に関して、実施機関は、本件個人情報の存否を明らかにせず、非開示とした理由を、

本件請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 19 条第 2 項第 7 号において非開示と規定する事務又は事業に関する情報が開示されることになり、今後の 110 番通報受理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

としている。

これに対し、請求人は、審査請求書又は反論書において、

- 本部長の非開示理由は、木で鼻を括った典型的なる役人答弁であり、既述にあっては、国民がもつ当然の如くの権利である「知る権利」に対する、憲法違反に該当する。
- 請求人が本件請求した理由の源は、同 110 番をした後、駆け付けた 4 人の警官のなかリーダー格の巡查部長によって、請求人個人の人格や権利利益が蔑ろにされたからである。
- 決定（通指第 43 号）を破棄し、全部開示を求める。
- 当事者が請求している当事者の個人情報すら出せない、同情報が存在しているのか否かを答えるだけで 110 番業務に支障が出るという県警は、犯罪をしたのである。

- いまや録音、録画されているのが当たり前の時代であるにも拘らず、110番録音の有無に敏感すぎる県警は、疾しいことを隠したいのだと疑われて然るべきである。
- 等と主張しているところであり、以下実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 処分に係る具体的な判断

(1) 条例第19条第2項第7号の該当性について

本件個人情報、その存在の有無も含め、条例が非公開と規定する事務又は事業に関する情報に該当するか否かについて検討する。

条例は第19条第2項第7号で、

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

については、非開示とすることを規定している。

本件個人情報に関して、実施機関は、日々の業務の中で取り扱う110番通報に対する録音及び保存事実の有無について公にしていないものであるが、仮に110番通報を録音しているとして考えた場合、本来であれば110番通報を受けて、適切な初期活動が可能な事件・事故であるにもかかわらず、録音されることに抵抗を感じた通報者が、詳細な現場状況を語らなかつたり、氏名・連絡先等の教示を拒否し、再聴取ができなくなつたりすることにより、迅速・的確な初期活動を行うことができず、被害を未然に防止することができなかつたり、あるいは被害の拡大を招いたりするおそれがあるだけでなく、場合によっては、事件・事故の認

知そのものがないといったことが起こりうるおそれがあるという。

一方、仮に 110 番通報を録音していないとして考えた場合、録音されていないのであれば証拠が残らないと考え、事実と異なる自らに有利な内容を申し立てたり、後日供述を変遷させたりするおそれや、あるいは年間約 3,000 件受理している虚偽やいたずらの通報が、音声データが残らないことを利用して、これらの迷惑行為に及ぶ者が増加することも考えられるという。

そのため、110 番通報音声記録の存在の有無を明らかにすれば、これまで以上に適切な 110 番受理業務の遂行に支障が生じるという実施機関の説明は合理的であると認められる。

以上のことから、実施機関において公にしていない 110 番通報に関する録音及び保存の事実の有無に触れることとなる本件個人情報、その存在の有無自体が条例第 19 条第 2 項第 7 号において非開示情報と規定する事務又は事業に関する情報に該当すると捉えた実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第 22 条の該当性について

条例第 22 条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」旨を規定しているが、本件処分における適用の可否について検討する。

本来、開示請求に対しては、当該請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、開示又は非開示を決定すべきであるが、同条はその例外として、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、個人情報が存在するかどうかを明らかにするだけで、第 19 条第 2 項各号に掲げる非開示情報として保護される利益が侵害されることをいう。具体的には、個人情報の不存在を理由に非開示決定を行えば非開示情報を保有していないということを開示請求を拒否することにより、プライバシー等保護されるべき権利・利益が侵害されるおそれがある。

そのため、このような場合には、個人情報が存在する場合も、存在しない場合も、常に個人情報の存否を明らかにしないで非開示とすることが必要となる。

仮に実施機関が 110 番通報の内容を録音・保存しており、本件個人情報

報の存在を公にした上で、条例第 19 条第 2 項各号の非開示情報を適用し、全部非開示決定処分又は部分開示決定処分とした場合、現に 110 番通報を録音・保存しているという事務又は事業に関する情報が公になり、一方、仮に愛媛県警察が 110 番通報の内容を録音・保存しておらず、本件個人情報が存在しない場合に、請求に係る個人情報の不存在を理由に非開示決定処分を行えば、110 番通報を録音していないという事務事業情報を実施機関が公にすることとなる。

このように本件審査請求に係る開示請求に対して、個人情報が存在しているかどうかを答えることは、条例第 19 条第 2 項第 7 号が非開示情報と規定する事務又は事業に関する情報を公にすることと同じ効果を持つことから、条例第 22 条に規定する「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる時」に該当するものと認められる。

したがって、第 6 の 2 の(1)で述べたように存在の有無自体が事務又は事業に関する情報に当たる本件個人情報について、存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した実施機関の判断は妥当である。

3 請求人の意見について

請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 7 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
令和 2 年 10 月 29 日	諮問
同年 12 月 22 日	審査会（第 1 回審議）
令和 3 年 2 月 5 日	審査会（第 2 回審議）
同年 5 月 18 日	審査会（第 3 回審議）
同年 8 月 6 日	審査会（第 4 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	